

要望書（回答）

I、地域包括ケアシステムについて

1、選択可能な統合された医療・介護ケアシステムの確立

イ、2018 年に北海道医療計画・介護保険事業計画・診療報酬と介護報酬改定・国保財政運営主体の都道府県化が同時に策定・実施される。この機会を活かし「地域医療介護総合確保基金」を計画的に活用して在宅生活基盤を整備し、利用者の必要性和選択を満たす切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。基金の活用計画策定・執行にあたっては透明性を重視し、市民・関係団体の参画を図ること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

関係団体の協力を得ながら医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図るとともに、「地域医療介護総合確保基金」の活用についても考慮した上で医療と介護の連携推進に努めてまいります。

ロ、介護保険の一部 3 割負担導入をはじめ、医療・介護両制度の違いを無視した横並びの負担増・給付抑制を実施しないこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護保険制度の持続可能性を高める観点から、介護保険法の改正により平成 30 年 8 月から 2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とすることとなりました。月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されるためすべての方の負担が 3 割となるわけではありませんが、丁寧な説明、周知に努めてまいります。

2、人材の育成・確保と財政基盤の整備

地域包括ケアシステム確率のために不可欠な人材を育成・確保すること、そのための財政基盤を整備するよう求めます。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護人材の育成・確保に向けて、介護就業希望者と介護事業所の希望をマッチングし、早期離職防止を図っております。また、平成 29 年度から新た

団体名：苫小牧退職者連合
回答日：平成30年1月30日

に介護事業所で一定期間就労を継続した方に対して研修費用の一部を助成し、長期定着を促進しております。今後も関係部署と協議しながら事業を継続し、介護人材の育成・確保に努めてまいります。

団体名：苫小牧退職者連合
回答日：平成 30 年 1 月 30 日

II、医療制度について

1、高齢者医療制度

高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめに基づき、後期高齢者医療制度に代わる新たな制度を作ること。

「75 歳以上の医療費負担 2 割化」「所得に加え金融資産等を算定基準とした患者負担」を実施しないこと。

【回答】（市民生活部高齢者医療課 担当）

御要望のありました件につきましては、国の制度であるため本市としての回答は持ち合わせておりませんが、後期高齢者医療制度については、「高齢者医療制度改革会議」の最終とりまとめの後、「社会保障制度改革国民会議」において検討し、平成 25 年 8 月に提出された「社会保障制度改革国民会議報告書」において、「後期高齢者医療制度は十分定着しており、現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当である」と結論付けられているところであります。

また、後期高齢者の窓口負担については、平成 29 年 6 月に「全国後期高齢者医療広域連合協議会」から、国に対しまして「関係審議会等において平成 30 年度を目途に検討されているところであるが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること。」と要望書を提出しているところであります。

今後も、国において検討を重ね、実施状況等を踏まえた必要な改善が行われていくものと考えておりますが、本市としましては、国や関係審議会等の動向を注視してまいりたいと考えております。

2、公的皆保険の堅持

イ、公的国民皆保険を堅持すること。皆保険の崩壊につながる「混合診療」を拡大しないこと。

【回答】（市民生活部国保課 担当）

市民のみなさまが安心して医療の提供を受けていただくためには、公的国民皆保険制度の維持は必要不可欠であると考えております。「混合診療」に関する国の動向につきましては、市としましても注視してまいりたいと考えております。

団体名：苫小牧退職者連合
回答日：平成30年1月30日

ロ、皆保険を破壊し、医療費の増大を招く「医療の産業化」を排除すること。

【回答】（市民生活部国保課 担当）

市としましても、医療費が増大することによる加入者のみなさまへの御負担は、できる限り抑える努力をしてまいりたいと考えております。「医療の産業化」を取り巻く状況につきましても、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

3、新しい国保制度

財政運営主体の都道府県化をはじめとする新しい国保制度について、被保険者の理解と納得を得て円滑に施行すること。

【回答】（市民生活部国保課 担当）

平成30年4月より実施される国保の都道府県化につきまして、広報とまこまいや号外の国保だよりの発行を始めとする各媒体や出前講座などを通じて、広く加入者のみなさまへの周知に努めてまいりたいと考えております。

4、強制によらない制度運用

医療に関する制度運用にあたっては、目安・情報の提供と協議による選択を重視し、基準・要件による強制を持ち込まないこと。

イ、健康審査及び保険指導実施状況による後期高齢者支援金の加減算をやめること。

【回答】（市民生活部国保課 担当）

健康診査及び保健指導など保健事業向上を促す基準・要件の設定は一定程度必要であると考えられる反面、行き過ぎた強制力は混乱を生じさせるものと考えております。上記を始めとする国の定める基準・要件について行き過ぎた内容である場合には、市としましても意見・要望をしてまいりたいと考えております。

なお、市町村国保における後期高齢者支援金の加算・減算制度につきましても、保険者努力支援制度を創設し、その取組により評価し支援金を交付する制度へ見直されております。

団体名：苫小牧退職者連合
回答日：平成30年1月30日

ロ、保険料の傾斜設定、社会保険を民間保険化することにつながる、個人に対する健康予防インセンティブを名目とする保険料軽減やヘルスケアポイント付与を廃止すること。

【回答】（市民生活部国保課 担当）

ヘルスケアポイントの付与などは、健診受診など保健事業参加のきっかけ作りの一つとして考えており、保険料設定や社会保険制度変更を目的としたものではありません。

今後も加入者の健康保持・増進のために、制度を運用してまいりたいと考えております。

団体名：苫小牧退職者連合
回答日：平成 30 年 1 月 30 日

Ⅲ、介護保険制度について

1、介護の社会化と被介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため要介護者の権利保障とともに、家族等の介護者に対する支援を体系的に整備すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

相談員による家族介護者に対する総合的な相談を行い、必要に応じて関係機関と連携するなど負担軽減を図ってまいります。

2、認知症対策基本法の制定と社会的損賠制度の検討

イ、認知症対策基本法を制定するとともに、事業計画を整備し実施すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

認知症に関する相談体制の整備や家族支援、認知症の人の地域の見守り体制整備等継続して実施しながら国の動向も注視してまいりたいと考えております。

ロ、認知症高齢者に起因する損害について、発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

認知症に対する理解の普及啓発を推進していくとともに、認知症に関する相談支援体制の整備や家族支援等様々な認知症施策を引き続き展開してまいります。

団体名：苫小牧退職者連合
回答日：平成30年1月30日

3、在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

イ、介護保険と相互補完する位置づけで老人福祉法による施策を再整備・充実して生活支援・健康増進を図り、中軽度者の重度化を防止すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

高齢者が地域での生活を続けられるよう介護予防・日常生活支援総合事業による住民等の担い手による多様なサービスの提供体制づくりに取り組んでまいります。

また、重度化防止に向けて、介護予防ケアマネジメントに基づいたサービス提供を行うとともに、一般介護予防事業等において介護予防及び健康の保持増進ができるよう支援に努めてまいります。

ロ、軽度者を含めた必要な介護給付を確保すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

今後も、介護保険制度に則り適切な介護サービスの給付に努めてまいります。

ハ、生活援助サービス・福祉用具貸与等を自己負担化しないこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

生活援助サービス、福祉用具貸与ともに保険給付対象のサービスであり、在宅にて自立した日常生活を営むために必要なサービスと考えております。今後も国の動向を注視してまいります。

団体名：苫小牧退職者連合
回答日：平成 30 年 1 月 30 日

4、介護事業労働者の処遇改善とその検証

従事者の処遇を改善するために 15 年報酬改定での加算の効果検証に基づき、介護報酬（処遇改善加算・サービス提供体制強化加算）を改善し、加算が確実に従事者に分配される方策を講じること。このため、事業者ごとの人件費比率の公開を求めるとともに、労働法令違反を一掃すること。「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる処遇改善を実施すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護労働者の処遇が改善されるよう、これまで実施している最低賃金の改正などの情報提供や、事業所から提出される処遇改善計画の内容が適正であるかの確認、指導を行っております。今後も確認等を継続して加算の取得を推進し、介護職員の処遇改善へ繋げるなど介護離職ゼロに努めてまいります。

また、介護職員の処遇改善が図られるよう国及び北海道に対し機会をとらえ要望してまいります。

IV、低所得高齢単身女性問題について

1、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること

イ、病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等の有無が入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを監督・指導権限を有する関係団体に周知すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 28 年 3 月 7 日）において、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しないとして、厚生労働省が都道府県に対し、適切な指導・監督を行うよう要請しております。

市民からの相談や情報提供があった場合は、所管の関係機関へ連絡及び調整を行うなど適切な対応を行ってまいりますので御理解願います。

2、安心して暮らせる居住の場を確保すること

イ、自治体は、居住の継続が困難である低所得高齢者単身女性に対し優先的に公営住宅等への入居・転居を可能にすること。

【回答】（都市建設部住宅課 担当）

市営住宅は、近年、入居希望者が多く、待機者も多く抱えております。

単身者の入居については、一定の床面積等の条件をもとに若年単身者は中層住宅の 3 階以上の住宅、高齢単身者や身体障がい等による階段昇降困難な方は中層住宅の 1、2 階及びエレベーター付き高層住宅に入居が可能となっておりますが、いずれも入居希望者が多く、その中で高齢者単身女性のみを優先するのは難しい状況となっております。

市営住宅の中では、単身者が入居可能な住宅が少ないのが現状でありますので、今後は、高齢者単身女性限定ではありませんが、単身者用住宅全体の要件を拡充することで、より多くの単身者が入居できるよう検討してまいりたいと考えております。

団体名：苫小牧退職者連合
回答日：平成 30 年 1 月 30 日

ロ、自治体は、入居時の「身元保証人」や「身元引き受け人」など家族にかわって、必要な手助けを行う支援事業を推進すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

認知症など判断能力が低下している場合は成年後見人を立てることで、入居の際の契約や、施設利用料代行支払いなどが可能となります。

市といたしましても、広く市民の方に成年後見制度を理解していただけるよう普及啓発に今後も努めてまいります。

なお、身元保証や身元引受につきましては契約の内容により債務の連帯保証などの問題が発生いたしますことから、現実的な対応は難しい側面があるものと考えておりますので御理解願います。

3、認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること

イ、新オレンジプランに基づき、全ての自治体で認知症初期集中支援チーム並びに認知症地域支援推進員の設置を図ること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の設置は平成 30 年度より全自治体で実施される予定となっております。

ロ、認知症の認定申請の手続きの簡素化を図ること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

認知症の有無にかかわらず、認定申請は地域包括支援センターや介護保険施設、居宅介護支援事業所などが本人に代わって申請できるようになっております。

団体名：苫小牧退職者連合
回答日：平成 30 年 1 月 30 日

V、貧困・低所得者対策について

1、生活保護基準を切り下げないこと

2013 年 8 月、2014 年 4 月、2015 年 4 月に切り下げた生活保護基準を復元すること。受給者の生活を直撃する再切り下げをしないこと。

【回答】（福祉部生活支援室総務課 担当）

生活保護基準につきましては、国が世帯人数や構成年齢、地域差の影響、物価変動等を総合的に勘案した上で設定されております。

また、本市を含めた各実施機関は、この基準に従った適正な制度の実施が求められていることから、実施機関独自の基準復元は大変難しいものと考えております。

したがって、適正な制度実施の観点により、今後におきましても要保護者の実態把握に十分に配慮しつつ、必要な各種加算や各種扶助の認定を適切に行ってまいります。

2、自立支援法は権利保障前提に実効ある運営を

生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

生活困窮者自立支援制度に係る自立相談支援機関について、本市は直営で相談窓口を設置しており、訪問支援も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援を実施しております。

本制度では、生活困窮者の自立と尊厳の確保を図り、自信や自己肯定感を失い傷つきやすい状況に置かれた相談者に寄り添う支援が重要であると考えており、行政としての支援も、本人の内面からわき起こる幸福追求に向けた想いを尊重し、支援者が本人に寄り添いその想いを引き出しながら進めていけるよう、対等な関係性を保ちながらサポートすることに努めてまいります。

VI、地域公共交通の充実について

1、国・自治体が一体となった取り組みを進めること。

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため、交通従事者代表（労働組合）の意見を十分聴くなど、現場の実態に即した具体策を策定し、まちづくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。合わせてそのための所要の財源を確保すること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

地域公共交通については、これまでも交通事業に従事する組織団体（労働組合）の代表者も構成メンバーとして参加する、苫小牧市公共交通協議会で議論しております。

今後においても公共交通協議会における様々な意見等を踏まえ、公共交通の充実に努めてまいります。

2、鉄道路線の見直しは自治体と十分協議して進めること

J R 北海道が見直しを提案した北海道の鉄道網は、市民とりわけ高齢者にとって欠かすことのできない足であり、自治体にとっては市町村の存続にも繋がる課題である。北海道は地域交通網の公共性を基本にして J R 北海道と地域との協議を慎重に、市民の納得が得られるよう進めること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

J R 北海道が平成 28 年 11 月発表した、独自では維持することが困難な線区については、本市の区域としては日高線、室蘭線が該当しておりますが、両線区とも維持・存続するとの立場で、東胆振 1 市 4 町で確認しております。

今後も両線区の維持・存続を基本姿勢として、国、北海道の動向を注視すると共に、J R の利用促進について取り組んでまいります。

団体名：苫小牧退職者連合
回答日：平成 30 年 1 月 30 日

VII、積雪寒冷地の灯油福祉料について

積雪寒冷地の年金生活者に「積雪寒冷・灯油福祉料」等を支給できるよう財政措置を講ずること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

積雪寒冷・灯油福祉料は、平成 24 年から「ぬくもり灯油」として、年金生活者である 65 歳以上の高齢者がいる世帯及び重度心身障害者医療費助成を受けている障がい児・者のいる世帯で、一定の要件を満たした場合に支給しておりますので御理解願います。

Ⅷ、カジノ賭博法について

賭博を公認・推進することを内容として可決された「特定複合観光施設区域」の整備の推進に関する法律」は、賭博による市民の生活破壊及び反社会的勢力による施設内外の支配をもたらす。これを廃止するとともに、カジノ賭博に頼らない観光産業振興に努めるべきである。

【回答】（総合政策部国際リゾート戦略室 担当）

本市は現在、人口 17 万 2 千人を超える北海道内 5 番目の都市でございますが、平成 26 年度以降の人口は減少傾向となっております。

人口減少問題は税収の減少を伴い、さらには少子高齢化の進行により医療や福祉コストの増大といった負の連鎖を招く恐れがあります。

このため、将来に渡り本市が持続可能な都市となるように雇用創出や人口減少に歯止めをかける施策が必要であり、この課題解決の一つの方法が I R であると考えております。

しかし、I R は観光及び地域経済の振興に寄与するポテンシャルを有している一方で、反社会的勢力の運営への関与・顧客としての入場などの懸念する声もあるなど、様々な意見があるものと認識しております。

このため、国においては、この懸念の防止策として、反社会的勢力を排除するため、極めて厳格な要件をクリアした者のみに対してカジノを実施することを認めるカジノ事業免許制の導入など、世界最高水準のカジノ規制に向けた検討を進めております。

さらには、国において、I R 推進法の審議や付帯決議における指摘を踏まえ、今後、非合法ギャンブルの取締りを徹底するとともに、既存のギャンブル等依存症対策を抜本的に強化し具体化を図るため、ギャンブル等依存症対策基本法案の整備も進めております。

今後、市としましては、国において進められている I R 実施法のカジノ規制やギャンブル等依存症対策の動向を注視するとともに、観光産業振興を推進するため、今年度の市政方針において成長戦略のひとつとしてお示しした、臨空ゾーンにおける国際リゾート構想の策定にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。